

## 船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対し、生活支援員等の加配その他の利用者に対する適切な指導、訓練等を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、重度の強度行動障害加算事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、千葉県重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱（令和3年3月31日制定千葉県要綱）の例による。

### (対象施設等)

第3条 この事業の対象施設は、支援対象者を受け入れ、千葉県内において設置及び運営されている指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所のうち、法人が設置及び運営するもの又は船橋市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に同項の規定により施設の管理を行わせているものに限る。

### (対象施設の要件)

第4条 指定障害者支援施設は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医師については、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。
- (2) 職員については、指定障害者支援施設において通常必要とされる生活支援員（船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第22号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号）、千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第70号）又は柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第45号）に定める職員の基準に該当する職員及び職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員（支援対象者に対する重度障害者支援加算の算定に係る職員を除く。）をいう。）に、次の表に掲げる生活支援員の員数以上の生活支援員を追加し

て配置していること。ただし、職員のうち1人以上は強度行動障害支援者養成研修（実践研修を含む。以下同じ。）又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修を含む。以下同じ。）と同等以上の内容の強度行動障害に関する研修を受講している者とする。

対象者の区分	対象者の人数	追加する生活支援員の員数
重度の強度行動障害者	1人	常勤の生活支援員1人
	2人	常勤の生活支援員1人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合算した数
	3人	常勤の生活支援員2人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合算した数
	4人	常勤の生活支援員3人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合算した数
	5人以上	常勤の生活支援員4人に重度の強度行動障害者が1人増すごとに生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合計した数
最重度の強度行動障害者	1人	常勤の生活支援員1人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合算した数

- (3) 心理療法を担当する職員を1人以上配置していること。
- (4) 居室は、原則として個室とすること。
- (5) 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うための必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合は、この限りでない。

2 指定共同生活援助事業所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として介護サービス包括型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であること。
- (2) 職員については、指定共同生活援助事業所において通常必要とされる生活支援員（船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）、千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉市条例第68号）又は柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第44号）に定める職員の基準に該当する職員及び職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員（支援対象者に対する重度障害者支援加算の算定に係る職員を除く。）をいう。）に、次の表に掲げる生活支援員の員数以上の生活支援員を追加して配置していること。ただし、職員のうち1人以

上は強度行動障害支援者養成研修（実践研修を含む。以下同じ。）又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修を含む。以下同じ。）と同等以上の内容の強度行動障害に関する研修を受講している者とする。

対象者の区分	対象者の人数	追加する生活支援員の員数
重度の強度行動障害者	1人	常勤の生活支援員1人
	2人以上	1人増すごとに生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数を合計した数
最重度の強度行動障害者	1人	常勤の生活支援員2人

- (3) 原則として夜勤又は宿直を行う体制となっていること。
- (4) 必要に応じて日常生活上の健康管理を行うための体制が整っていること。
- (5) 利用者への心理的ケアについて必要に応じて生活支援員が専門の者に相談できる体制等がとれること。
- (6) 重度の強度行動障害者又は最重度の強度行動障害者に対応できる次の要件を満たしていること。

イ 共同生活住居に職員の宿直時又は夜勤時に必要なスペースがあること。

ロ 居室は個室とし、収納設備を除き9.9㎡以上の面積を有すること。

ハ 障害特性に応じた構造上の工夫がなされていること。

ニ 重度の強度行動障害者又は最重度の強度行動障害者の入居する共同生活住居に入居する強度行動障害者の人数は1ユニット当たり5名を超えないこと。

（交付の対象）

第5条 この補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、支援対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所が支援対象者の支援に要した経費で別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の補助基準額及び補助率等は別表のとおりとする。

（交付の期間）

第7条 補助金の交付対象期間は、別表のとおりとする。ただし、支援会議により、継続した支援が必要と判断された場合の交付対象期間等については、当該交付対象期間を3年間延長する。

2 前項ただし書の規定により、交付対象期間を延長した場合は、延長した日から概ね2年を経過した日以降に、支援会議による強度行動障害に関する判定を実施する。

3 前項の判定で、継続した支援が必要と判断された場合は、交付対象期間を3年間延長する。ただし、延長が不要と判断された場合は、当該延長期間をもって、交付対象期間を終了する。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする対象施設の事業者は、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付可否の決定等)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした事業者に通知する。

(変更等の承認)

第11条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金変更等承認申請書(第3号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業を行う者は、当該事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内に船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、行うものとする。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受領したときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、その旨を船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金確定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、対象施設の事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第10条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の特例)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金概算払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、その超える額について規則第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業を行う者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類その他の関係書類を整備し、これらを事業完了の日（事業の変更、中止又は廃止の承認を受

けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業を行う者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

対象者	対象施設等の種類	補助基準額	対象経費	補助率等	交付対象期間
重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者1人当たり日額14,430円	対象者の支援にあたる職員の人件費等	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算額を控除した後の額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日若しくは、指定共同生活援助事業所に入居又は短期入所を開始した日から3年間(支援会議において改善状態を判定して見直し)
	指定共同生活援助事業所				
最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者1人当たり日額28,860円			
	指定共同生活援助事業所				

第1号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年度船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金の交付を受けたいので、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

また、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けなければならないことを承諾いたします。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 重度の強度行動障害加算事業補助金所要額調書（別紙A）
- 3 収支予算書抄本

第 2 号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書

指令第 号  
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金の  
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

3 交付しない

理由

第3号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更、中止又は廃止年月日

2 変更、中止又は廃止の内容

変更前

変更後

第4号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 重度の強度行動障害加算事業補助金精算書（別紙B）
- 2 収支決算（見込）書抄本

第 5 号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金について、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円

2 交付決定額 円

第6号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

円

第7号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の  
強度行動障害加算事業補助金を下記のとおり概算払されますよう請求します。

記

円

重度の強度行動障害加算事業補助金所要額調書

事業所名

対象経費の 支出予定額 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 (C、Dのいずれか 少ない方の額) E	補助所要額 (E×補助率) F
円	円	円	円	円	円

- (注) 1. 他市(千葉県内)で同様の認定を受けている場合。  
 (1) 対象経費の支出予定額(A)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。  
 (2) 寄付金その他の収入予定額(B)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。  
 2. 基準額(D)は基準額積算内訳の合計額と一致すること。  
 3. 所要額(F)は小数点以下切捨てとすること。

(基準額積算内訳)

番号	障害者の 別	利用者名	施設等の種別	単価(円)	利用日数(日)	補助水準額(円)	重度障害者支援加 算相当額(円)	基準額(円)	備考
1									
2									
3									
4									
5									
合計額									

- (注) 1. 対象者ごとに段分けして記入すること。  
 2. 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。(①重度の強度行動障害者、②最重度の強度行動障害者)  
 3. 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。

重度の強度行動障害加算事業補助金精算書

事業所名

対象経費の 支出済額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 (C、Dのいずれか 少ない方の額) E	補助所要額 (E×補助率) F	交付決定額 G	補助 受入済額 H	差引過不足額 G-H 円
円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1. 他市(千葉県内)で同様の認定を受けている場合。  
 (1) 対象経費の支出予定額(A)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。  
 (2) 寄付金その他の収入予定額(B)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。  
 2. 基準額(D)は基準額積算内訳の合計額と一致すること。

(基準額積算内訳)

障害者の 別	利用者名	施設等の種別	単価(円)	利用日数(日)	補助水準額(円)	重度障害者支援加 算相当額(円)	基準額(円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
合計額								

- (注) 1. 対象者ごとに段分けて記入すること。  
 2. 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。(①重度の強度行動障害者、②最重度の強度行動障害者)  
 3. 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。